

**公益財団法人 稲盛財団**

**定 款**

# 目次

<b>第1章 総則</b>	.....	4
第1条 名称	.....	4
第2条 事務所	.....	4
<b>第2章 目的及び事業</b>	.....	4
第3条 目的	.....	4
第4条 事業	.....	4
<b>第3章 資産及び会計</b>	.....	4
第5条 資産の種別	.....	4
第6条 基本財産の維持及び処分	.....	5
第7条 資産の管理・運用	.....	5
第8条 事業年度	.....	5
第9条 事業計画及び収支予算	.....	5
第10条 事業報告及び決算	.....	5
第11条 公益目的取得財産残額の算定	.....	5
第12条 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け	.....	6
第13条 会計原則	.....	6
<b>第4章 評議員及び評議員会</b>	.....	6
<b>第1節 評議員</b>	.....	6
第14条 定数	.....	6
第15条 選任及び解任	.....	6
第16条 任期	.....	7
第17条 報酬等	.....	7
<b>第2節 評議員会</b>	.....	7
第18条 構成	.....	7
第19条 権限	.....	7
第20条 種類及び開催	.....	8
第21条 招集	.....	8
第22条 招集通知	.....	8
第23条 議長	.....	8
第24条 定数	.....	8
第25条 決議	.....	8
第26条 決議の省略	.....	9
第27条 報告の省略	.....	9
第28条 議事録	.....	9
<b>第5章 役員等及び理事会</b>	.....	9
<b>第1節 役員等</b>	.....	9
第29条 役員の種類及び定数	.....	9
第30条 役員の選任	.....	9
第31条 理事の職務・権限	.....	9
第32条 監事の職務・権限	.....	10

第33条 役員の任期	10
第34条 役員の解任	11
第35条 役員の報酬等	11
第36条 取引の制限	11
第37条 責任の免除及び責任限定契約	11
第38条 名誉総裁、特別顧問及び相談役	11
第39条 名誉総裁、特別顧問及び相談役の職務	12
<b>第2節 理事会</b>	<b>12</b>
第40条 構成	12
第41条 権限	12
第42条 株主権の行使等	12
第43条 種類及び開催	12
第44条 招集	13
第45条 議長	13
第46条 定足数	13
第47条 決議	13
第48条 決議の省略	13
第49条 報告の省略	13
第50条 議事録	13
<b>第6章 学術諮問委員</b>	<b>13</b>
第51条 学術諮問委員	13
<b>第7章 審査の組織及び委員</b>	<b>14</b>
第52条 審査機関	14
第53条 委員	14
<b>第8章 定款の変更、合併及び解散</b>	<b>14</b>
第54条 定款の変更	14
第55条 合併等	14
第56条 解散	15
第57条 公益認定の取消し等に伴う贈与	15
第58条 残余財産の処分	15
<b>第9章 事務局</b>	<b>15</b>
第59条 設置等	15
第60条 備付け帳簿及び書類	15
<b>第10章 情報公開</b>	<b>16</b>
第61条 情報公開	16
第62条 公告	16
<b>第11章 補則</b>	<b>16</b>
第63条 委任	16
<b>附則</b>	<b>16</b>

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本財団は、公益財団法人稻盛財団（英文名：Inamori Foundation）と称する。

### 第2条 (事務所)

- 1 本財団は、主たる事務所を京都府京都市に置く。
- 2 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

本財団は、産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野で著しい貢献をした者の顕彰、研究又は普及啓発に対する助成等を通じてその促進を図ると共に国際相互理解の増進に努め、もって社会の啓発に貢献し、人類の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

- 1 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野で著しい貢献をした者の顕彰
  - (2) 産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野における内外の有識者による会議又はシンポジウム等の開催
  - (3) 産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野の研究機関、研究者に対する助成
  - (4) 産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野における国際相互理解を増進させるための内外の機関又は団体への援助及び有識者等の派遣、招聘
  - (5) 産業、経済、文化の発展に貢献する科学技術、芸術等を中心とする分野で社会を啓発するための情報の収集、活動方策の作成、提言及び実施並びに関係機関、団体との連絡、協調
  - (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### 第5条 (資産の種別)

- 1 本財団の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 本財団が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
  - (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

## **第6条 (基本財産の維持及び処分)**

- 1 本財団は、基本財産について善良なる管理者の注意をもって適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 本財団の目的遂行上やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の議決を経た上で、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決による承認を得なければならない。

## **第7条 (資産の管理・運用)**

本財団の資産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

## **第8条 (事業年度)**

本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## **第9条 (事業計画及び収支予算)**

本財団の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始前に、理事会でこれを議決する。事業年度開始後にこれを変更する場合も同様とする。

## **第10条 (事業報告及び決算)**

本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の議決による承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

## **第11条 (公益目的取得財産残額の算定)**

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第59条第10号の書類に記載するものとする。

## **第12条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）**

- 1 本財団が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、理事会の議決を経た上で、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決による承認を得なければならない。
- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

## **第13条（会計原則）**

本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

# **第4章 評議員及び評議員会**

## **第1節 評議員**

### **第14条（定数）**

本財団に、13名以上25名以内の評議員を置く。

### **第15条（選任及び解任）**

- 1 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものという。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

## 第16条（任期）

- 1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## 第17条（報酬等）

- 1 評議員に対して、各事業年度の支給総額が一人当たり200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。但し、評議員から報酬等の受取を辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第2節 評議員会

### 第18条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### 第19条（権限）

- 1 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬並びに費用に関する規程
  - (4) 定款の変更
  - (5) 決算の承認
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認

- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
  - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (10) 理事会において評議員会に付議した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

## 第20条 (種類及び開催)

- 1 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 2 前項のほか、評議員会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。

## 第21条 (招集)

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

## 第22条 (招集通知)

- 1 理事長は、評議員会の開催日の少なくとも7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知をしなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

## 第23条 (議長)

評議員会の議長は評議員会で互選する。

## 第24条 (定数)

評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

## 第25条 (決議)

- 1 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項

## **第26条（決議の省略）**

理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

## **第27条（報告の省略）**

理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

## **第28条（議事録）**

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名が、これに記名押印しなければならない。

# **第5章 役員等及び理事会**

## **第1節 役員等**

### **第29条（役員の種類及び定数）**

- 1 本財団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 13 名以上 25 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、代表理事以外の 1 名を業務執行理事とする。

### **第30条（役員の選任）**

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に、業務執行理事は、常務理事に就任する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### **第31条（理事の職務・権限）**

- 1 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事会は、その決議によって、理事の中から会長、副会長、副理事長、専務理事を選任できる。
- 5 会長は、学識経験者の中から選出し、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 6 副会長は、会長を補佐する。
- 7 副理事長は、理事長及び会長、副会長を補佐する。
- 8 専務理事は、理事長及び会長、副会長、副理事長を補佐する。
- 9 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の遂行状況を理事会に報告しなければならない。

### **第32条（監事の職務・権限）**

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。但し、その請求の日から 5 日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集しなければならない。
- 6 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告することができる。
- 7 監事は、理事が本財団の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求することができる。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

### **第33条（役員の任期）**

- 1 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 29 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利

義務を有する。

### 第34条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決による承認を得なければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### 第35条（役員の報酬等）

- 1 役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。但し、役員から報酬等の受取を辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### 第36条（取引の制限）

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 理事が自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにする本財団との取引
  - (3) 本財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本財団と、その理事との利益が相反する取引
- 1 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

### 第37条（責任の免除及び責任限定契約）

- 1 本財団は、法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本財団は、外部役員との間で、法人法第198条において準用される同法第115条第1項の外部理事、外部監事にかかる同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約をあらかじめ締結することができる。

### 第38条（名誉総裁、特別顧問及び相談役）

- 1 本財団に、任意の機関として名誉総裁1名、特別顧問5名以内及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 名誉総裁、特別顧問及び相談役は、理事長が任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉総裁は無報酬とする。
- 4 特別顧問及び相談役については、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。但し、特別顧問及び相談役から報酬等の受取を辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。

- 5 名誉総裁、特別顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### **第39条（名誉総裁、特別顧問及び相談役の職務）**

- 1 名誉総裁は、本財団の象徴的な役割を担う。
- 2 特別顧問は、学識経験者等の中から選出し、理事長の諮問に応える。
- 3 相談役については、本財団の役員として特に功績のあった者の中から選出し、本財団の重要事項について、理事長の相談に応じる。

### **第2節 理事会**

#### **第40条（構成）**

理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### **第41条（権限）**

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事及び会長、副会長、副理事長、専務理事の選任及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

#### **第42条（株主権の行使等）**

本財団が所有する基本財産の株式について、本財団がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、次の各号に掲げる事項を除き、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 配当又は分配残余財産の受領
- (2) 株式の分割若しくは株式無償割当による株式の取得又は新株予約権無償割当による新株予約権の取得
- (3) 株主割当による募集株式又は募集新株予約権の引受け
- (4) 株主宛配布書類の受領

#### **第43条（種類及び開催）**

- 1 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
  - (4) 第32条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が

招集したとき。

#### **第44条 (招集)**

- 1 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により、理事が招集する場合、及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号、又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

#### **第45条 (議長)**

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### **第46条 (定足数)**

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

#### **第47条 (決議)**

- 1 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

#### **第48条 (決議の省略)**

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### **第49条 (報告の省略)**

- 1 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第9項の規定による報告には適用しない。

#### **第50条 (議事録)**

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した代表理事、業務執行理事及び監事が、これに記名押印しなければならない。

## **第6章 学術諮問委員**

#### **第51条 (学術諮問委員)**

- 1 本財団は、学術諮問委員を置くことができる。
- 2 学術諮問委員は、学識経験者等の中から、理事会の決議によって選任する。
- 3 学術諮問委員は、理事長の諮問に応える。
- 4 学術諮問委員への諮問方法及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第7章 審査の組織及び委員

### 第52条 (審査機関)

- 1 本財団は、第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するために、京都賞審査機関を置く。
- 2 本財団は、第4条第1項第3号の事業の対象となる者を選考するために、助成事業審査機関を置く。

### 第53条 (委員)

- 1 京都賞審査機関の委員は、理事会の決議によって選任する。
- 2 助成事業審査機関の委員は、理事会の決議によって選任する。
- 3 委員は、学識経験者の中から、理事会の審議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員のうち、委員のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、それぞれの審査機関における委員総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 その他審査機関に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

### 第54条 (定款の変更)

- 1 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。但し、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第57条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については変更することができない。
- 2 前項に係らず、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更をしようとするときは、事前にその事項の変更につき、行政庁の認定を受けるものとする。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けるものとする。

### 第55条 (合併等)

- 1 本財団は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の「法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### **第56条 (解散)**

本財団は、法人法第 202 条に規定する事由その他法令に定める事由により解散する。

#### **第57条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)**

本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議により公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### **第58条 (残余財産の処分)**

本財団が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **第9章 事務局**

#### **第59条 (設置等)**

- 1 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の議決を経て任免し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### **第60条 (備付け帳簿及び書類)**

主たる事務所及び従たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事・監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画及び收支予算書等
- (7) 事業報告及び計算書類等
- (8) 監査報告
- (9) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 情報公開

### 第61条 (情報公開)

本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### 第62条 (公告)

- 1 本財団の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補 則

### 第63条 (委任)

この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事（理事長）は、稻盛和夫、業務執行理事（専務理事）は、稻盛豊実とする。
- 4 本財団の最初の会長（理事）は、井村裕夫、副理事長（理事）は、福川伸次とする。

- ・2012年3月16日 一部改正（第20条 種類及び開催）
- ・2013年6月21日 一部改正（第10条 事業報告及び決算）
- ・2015年6月19日 一部改正（第30条 役員の選任、第31条 理事の職務・権限、  
第41条 権限、第50条 議事録）
- ・2023年4月21日 一部改正（第51条 学術諮問委員）